

大分県警別府署の隠しカメラ設置事件

おおいた市民オンブズマン 永井敬三

第24回参議院議員通常選挙は6月22日に公示されたが、18日夜別府署員2名は別府地区労働福祉会館敷地内に無断で侵入しビデオカメラ（Bushnell社製）2台を設置していたことが明らかになった。

24日、業者が敷地内の草刈りをした際に、木の幹と根元のブロックに、それぞれ結束バンドで固定されたカメラが発見されたのである。同会館は、野党候補者の選挙拠点であった。

8年前には、同県警の捜査によって教員不正採用にかかる贈収賄事件が発覚したが、今度は選挙に絡んで建造物侵入容疑で捜査員が書類送検されることになった。これまで、めったに表ざたになることのない事件ではあるが、前者が長年常態化していたことは、後者にもあてはまることではないだろうか。

1. 県警と公安委員会に情報公開請求をした。

(1) 松坂規生大分県警察本部長あて

- ① ビデオカメラの設置目的、購入またはリース契約の内容ほか。他のカメラの同様の情報等（資料1；平成28年8月19日、決定期間延長通知書）
- ② 警察庁および管区警察局が発出した、本年執行された参議院選挙に関する通知・通達・その他一切の文書（交通規制関係を除く）。
（資料2；平成28年8月25日、決定期間延長通知書）
- ③ 被害届、警察職員が被害者事務所に出向いて被害届を受け取った理由、その際の車賃にかかる支出金額等ほか。
（資料3；2016年8月26日、公文書公開請求書）
- ④ 調査結果報告書、処分理由書等

(2) 大分県公安委員会に対して、

ビデオカメラを無断で設置した事件について講じた措置

（資料4；2016年8月19日、公文書非公開決定通知書）

2. 今後の活動予定

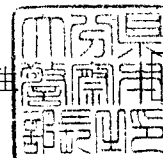
- (1) ビデオカメラの使用にかかる公金支出について損害賠償を求める住民監査請求をすること。
- (2) 違法かつ不正な個人情報の収集は大分県個人情報保護条例違反であり、プライバシーの侵害であること等から、本事件にかかる録画ビデオの廃棄等を求める申し入れをすること。
- (3) 大分県公安委員会の定例委員会において、県警が本事件について報告したにもかかわらず議事録に記載されていない。文書作成義務等を定めた文書管理条例の制定を求める申し入れをすること。
- (4) 県警関係者らを建造物侵入罪容疑で告発すること。
- (5) 知事に特別事務監査要求を、議会には事務監査請求をするよう要請すること。

決定期間延長通知書

大 広 報 第 5. 1. 1 号
平成 28 年 8 月 19 日

特定非営利活動法人 おおいた市民オンブズマン
 代表者理事長 瀬戸 久夫 殿
 代表者理事長 永井 敬三

大分県警察本部長 松坂 規生



平成28年8月9日付けで請求のあった公文書の公開については、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第11条第5項の規定により、次のとおり同条第4項に規定する期間を延長したので通知します。

公開請求に係る公文書の件名	本年執行された参議院選挙前後において、別府警察署が別府地区労働福祉会館敷地内にビデオカメラを無断で設置した事件について、以下のことおよびその内容等がわかるもの。 1 ビデオカメラの設置目的 2 ビデオカメラ設置の法的根拠 3 捜査令状 4 ビデオカメラの購入またはリース契約の内容 5 ビデオカメラの設置から除去までにかかる人件費相当額（時間当たり給与） 6 ビデオカメラ設置位置等についての検討・計画・立案等の内容 7 ビデオカメラ設置にかかる決裁・命令文書 8 同種および類似の他のビデオカメラについて (1) 同時期（上記参議院選挙前後）に使用し、および設置した目的 (2) ビデオカメラ設置の法的根拠 (3) 捜査令状 (4) ビデオカメラの購入またはリース契約の内容 (5) ビデオカメラ設置および除去にかかる人件費相当額（時間当たり給与） (6) ビデオカメラ設置位置等についての検討・計画・立案等の内容 (7) ビデオカメラ設置にかかる決裁・命令文書
条例第11条第4項に規定する期間の満了日	平成28年 8月 23日
延長する期間及び延長後の期間の満了日	29日 平成28年 9月 21日
延長の理由	公開請求に係る公文書が多量であり、また内容が複雑であるため、対象公文書の特定及び公開の可否の決定を行うことに日数を要する。
事務事業担当課	大分県警察本部警務部広報課 電話番号（097）536－2131 内線6928

決定期間延長通知書

大 捜 二 第 4 6 9 号
平成28年8月25日特定非営利活動法人 おおいた市民オンブズマン
代表者理事長 瀬戸 久夫 殿
代表者理事長 永井 敬三

大分県警察本部長 松坂 規生



平成28年8月15日付けで請求のあった公文書の公開については、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第11条第5項の規定により、次のとおり同条第4項に規定する期間を延長したので通知します。

公開請求に係る公文書の件名	1 参議院議員通常選挙に係る公職選挙法第143条第16項及び同条第19項の適用について（平成28年1月8日付け警察庁丁捜二発第2号） 2 参議院議員の一定期間内における寄附の禁止について（平成28年4月18日付け事務連絡） 3 第24回参議院議員通常選挙における事前運動の取締りについて（通達）（平成28年5月9日付け警察庁丙捜二発第5号） 4 第24回参議院議員通常選挙の施行に伴うインターネット等を利用した選挙運動に係る違反取締り上の留意事項について（平成28年5月9日付け警察庁丁捜二発第43号） 5 電子メールによる選挙違反情報通報窓口の設置について（平成28年5月9日付け事務連絡） 6 第24回参議院議員通常選挙違反取締本部の設置及び違反行為の取締りについて（依命通達）（平成28年6月1日付け警察庁乙刑発第3号、乙備発第3号） 7 「すべり込み文書等」その他違法に掲示される文書図画に対する措置について（平成28年6月10日付け警察庁丙捜二発第8号） 8 選挙違反取締りにおける留意事項について（平成28年6月16日付け事務連絡） 9 選挙違反取締り等における留意事項について（追加）（平成28年6月22日付け事務連絡） 10 第24回参議院議員通常選挙における選挙期日の直前及び当日における違反行為等の取締りについて（平成28年6月30日付け警察庁丁捜二発第65号）
条例第11条第4項に規定する期間の満了日	平成28年 8月 29日
延長する期間及び延長後の期間の満了日	18日 平成28年 9月 16日
延長の理由	対象公文書が多量であり、また内容が複雑であるため、公開の可否の決定を行うことに日数を要する。
事務事業担当課	大分県警察本部刑事部捜査第二課 電話番号（097）536－2131 内線4222

公文書公開請求書

2016年8月26日

大分県警察本部長
松坂 規生 様



請求者 特定非営利活動法人 おおいた市民オンブズマン

代表者理事長 瀬戸 久夫 ・ 永井 敬三

事務局 〒870-0047

大分市中島西2-6-10 司法オフィスアクティ2階

送達場所(連絡先)〒874-0947

別府市浜脇2-11-11

TEL 0977-75-7757

FAX 0977-75-7758

大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号)第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開請求しようとする公文書の件名 または内容	本年執行された参議院選挙前後において、別府警察署が別府地区労働福祉会館敷地内にビデオカメラを無断で設置した事件について、以下の文書およびその内容がわかるもの。 1. 被害届 2. 被害届提出に至るまでの事情聴取の記録 3. 被害者が被害届を警察署等に提出するのではなく、警察職員が被害者事務所に外向いて被害届を受け取った理由 4. 前項3. の際の手賃について、①支出年月日 ②支出金額 ③支出命令者(専決権者) 5. 過去において、前項3. のように警察職員が被害者宅に外向いて被害届を受け取った事例の件数		
公開の実施の方法	1 文書および図画 ☒ 閲覧 ☒ 写しの交付	2 録音テープおよびビデオテープ ☐ 専用機器により再生したものの視聴 ☐ テープに複写したものの交付	3 その他の電磁的記録 ☐ 用紙に出力したものの閲覧 ☐ 用紙に出力したものの写しの交付 ☐ 専用機器により再生したものの視聴 ☐ 磁気ディスク等に複写したものの交付
公開の場所	☒ 情報センター ☐ 地区情報コーナー (地区) ☐ 送付		

※ 対象公文書	所属年度 年度	件名
	事務担当課所等	

注 1 □のある欄には該当する□内にレ印を記入し、() 内に必要事項を記入してください。

2 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による公開を実施することができないことがあります。

3 写しの交付の方法により公開の実施を受ける場合は、当該写しの作成の費用(写しの送付を希望する場合の当該送付の費用を含む。)を負担していただきます。

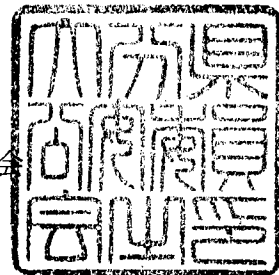
4 ※印の欄は、記入しないでください。

公文書非公開決定通知書

大 公 委 第 1 2 号
平成28年 8月19日特定非営利活動法人 おおいた市民オンブズマン
代表者理事長 瀬戸 久夫・永井 敬三

殿

大分県公安委員会



平成28年8月9日付けで請求のあった公文書の公開については、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第11条第2項の規定により、次のとおり公文書を公開しないことと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の件名	本年執行された参議院選挙前後において、別府警察署が別府地区労働福祉会館敷地内にビデオカメラを無断で設置した事件について講じた措置
公文書を公開しない理由	公文書不存在 (当該文書を作成し、又は取得していないため)
※ 公文書を公開することができる期日	— 年 — 月 — 日
事務事業担当課	警務部総務課 電話番号 (097) 536-2131 内線1912

- 注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公開を希望される場合は、この欄に記載された日以後に改めて請求してください。